

2. 1次選定（選定のための評価基準）

網走開発建設部23管内建築工事監理業務における建築関係コンサルタントの通常指名競争入札に係る業者の1次選定を行う評価基準は以下とし、2次選定は行わず1次選定業者全ての指名を行う。

判定項目	選定における着目点
1. 有資格業者	・北海道開発局の建築関係コンサルタントにかかる参加資格がある者を要件として設定する
2. 欠格要件の有無	以下の欠格要件に該当しないことを要件として設定する 1) 不誠実な行為の有無 ・贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中であること ・警察からの排除要請等があり、当該状態が継続していること 2) 経営状況 ・手形交換所による取引停止処分の事実があること ・主要取引先からの取引停止等の事実があること ・経営状況が極めて不安定であること 3) 安全管理の状況 ・事故等に基づく指名停止期間中であること ・労働基準監督署からの安全管理に関する指導を受けているにも関わらず改善を行っていない状態が継続していること 4) 労働福祉の状況 ・賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があるにも関わらず改善がない状況が継続していること 5) コンサルタント等登録 ・当該業務の業種区分が測量である場合、測量法に基づく登録がないこと又は営業停止期間中であること ・当該業務の業種区分が測量以外である場合、各々関係する下記の登録規程に基づく部門の登録がないこと又は登録停止期間中であること （建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程）
3. 地理的条件	業務内容に応じて次のいずれかを要件として設定する 業務内容に応じて次のいずれかを要件として設定する ①開発建設部管内に本店を有する ②道内に本店を有する ③開発建設部管内に本店、支店又は営業所を有する ④道内に本店、支店 又は営業所を有する ※競争性が確保できない場合は、条件を拡げて設定すること
4. 業務実績に関する要件 ※業務内容により適宜設定	当該業務と同じ業務キーワードの全国における業務実績を要件として設定する。 ・業務実績は、国の機関、都道府県、市町村（政令市含む）、高速道路会社等の過去10年間の実績を対象とし、業務実績はTECRIS等の業務段階コード又は業務内容コード、業務キーワードにより検索すること
5. その他	・当該工事の設計業務の受注者ではない ・一級建築士が1名以上在籍している